

奈良市監査委員告示第 16 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和 3 年 11 月 19 日

奈良市監査委員 東 口 喜代一
同 中 本 勝
同 塚 本 勝
同 森 岡 弘 之

送配水管理センター（水質管理室を含む。）

監査結果公表日 令和 3 年 3 月 31 日（奈良市監査委員告示第 3 号）

措置結果通知日 令和 3 年 10 月 21 日

[監査の結果]	[措置の内容]
<p>平城西配水池更新工事（平成 30 年度から令和 2 年度までの 3 か年継続事業）において、平成 30 年度及び令和元年度の工事の出来高に応じた部分払金の算定方法に誤りがあり、本来より少なく支払っていた。</p> <p>この要因は、平成 30 年度分については、前払金を支払っている場合、工事請負契約書第 41 条第 2 項の規定により、出来高金額の 9 割(注)から出来高金額に前払率を乗じた額を控除して得られた額を基に部分払金が算定されるが、出来高金額の 9 割から、誤って前払金の全額を控除していたことによるものであった。また、令和元年度分については、平成 30 年度から令和元年度への通次繰越額を令和元年度分の支払限度額として考慮していなかったことによるものであった。</p> <p>部分払金は、工事請負契約書の規定及び予算措置の状況に基づき適正に算定し、支払われたい。</p> <p>(注) 工事は全部の履行が完了して初めて契約の目的が達成されるものであり、当該出来高部分が完了しても工事の一部ができあがったに過ぎず、契約の目</p>	<p>緑ヶ丘浄水場中央監視制御システム更新工事（令和 2 年度から令和 4 年度までの 3 か年継続事業）において、令和 3 年度の第 1 回部分払金を、工事請負契約書第 42 条第 2 項の規定により、出来高金額の 9 割から出来高金額に前払率を乗じた額を控除して得られた額を基に算定し、支払い手続を行いました。</p>

的としては未だ達成されていないため支払の1割を留保するもの。

教育支援・相談課

監査結果公表日 令和2年12月28日（奈良市監査委員告示第16号）

措置結果通知日 令和3年10月27日

[監査の結果]	[措置の内容]
<p>奈良市教育支援委員会の委員に対し、報酬のみが支給され、費用弁償は支給されていなかった。</p> <p>当該委員会は、奈良市附属機関設置条例（平成27年奈良市条例第1号）に規定する附属機関で、委員は、非常勤特別職として委嘱されているものであり、奈良市教育支援委員会規則（昭和53年奈良市教育委員会規則第12号）第10条に費用弁償に関する規定があることから、委員としての活動に関する費用弁償は、当該規則に基づき適正に支給されたい。</p> <p>また、委員への出席依頼について、依頼文の発出者名は委員長となっていたが、起案が所管課の課長専決となっていた。</p> <p>附属機関における最終の意思決定権は、当該附属機関の長にある。決裁権者を確認し、適正に事務処理を行われたい。</p>	<p>令和3年度から、教育支援委員会に出席した委員に対し費用弁償を支給するよう改めた。</p> <p>また、令和3年1月14日開催分から、会議の招集に係る意思決定権者である教育支援委員会委員長の決裁を受けて会議を開催するよう改めた。</p>

廃棄物対策課

監査結果公表日 令和2年3月30日（奈良市監査委員告示第3号）

措置結果通知日 令和3年11月5日

[監査の結果]	[措置の内容]
<p>(2) し尿処理業務における一般廃棄物処理手数料については、徴収事務を奈良市清美公社（以下「清美公社」という。）に委託しているが、徴収金額を、清美公社が作成した月額合計の収納状況表及び清美公社から市に入金された領収済通知書でしか確認していなか</p>	<p>(2) 令和3年4月22日の奈良市清美公社に対して経営状況の法定報告に対する監査の際に、指摘事項に関する証憑類の確認を行いました。</p> <p>公社担当者にヒアリングするとともに、証憑の一部を抽出し、関係書類と照合して</p>

<p>った。また、領収済通知書には、金額以外の情報が記載されておらず、収集状況の月別報告書である委託実績報告書を基に調定した金額が入金されているのか確認できる状態ではなかった。</p> <p>所管課は、公金である手数料の徴収事務を委託していることを十分に認識し、領収済通知書の摘要欄には収集月を明記させ、また、収納状況表等に加えて、利用者から清美公社に納付された際の領収済通知書及びし尿汲取済通知書等の外部証拠資料を入手した上で照合を行うなど、清美公社からの報告が正確であるか適切に把握されたい。</p>	<p>確認したところ、内容に不自然な点はなかったため、市への毎月の報告は適切にされていると判断しました。</p> <p>今後も同監査時を利用し、事務処理及び報告について適切に実施されているか確認を行います。</p>
--	---

保育所・幼稚園課

監査結果公表日 令和3年7月1日（奈良市監査委員告示第11号）

措置結果通知日 令和3年11月11日

[監査の結果]	[措置の内容]
<p>公立・私立保育所措置費自己負担金及び幼稚園費使用料（保育料）において、令和元年度決算における収入未済額と令和2年度当初における滞納繰越の調定額が一致していなかった。</p> <p>これは、所管課で収入金の管理に利用している「子ども・子育て支援業務システム」が、平成31年4月から新システムに切り替わったことに伴って誤びゅうが発生したことによるものであるが、そもそも、所管課において滞納繰越の調定を行う際に、前年度決算の収入未済額と当年度の調定額は一致するべきという認識がなかったことが原因であると考えられる。</p> <p>滞納繰越の調定は、前年度決算の収入未済額が確定した後、その額をもって行うものであることから、所管課は、収入未済額と調定額が一致しているかどうかの確認を確実に行った上で事務処理を行われたい。</p>	<p>当課が所管する債権の滞納繰越の調定を行う際に、前年度決算の収入未済額と滞納繰越の調定額が一致していることを確認するよう、令和3年7月から事務処理の方法を改めました。</p>

文化財課

監査結果公表日 令和2年12月28日（奈良市監査委員告示第16号）

措置結果通知日 令和3年11月15日

[監査の結果]	[措置の内容]
<p>史跡大安寺旧境内保存用地取得事業嘱託登記業務委託において、契約金額の算定に、落札された基準単価が反映されていなかった。</p> <p>これは、嘱託登記業務委託は、入札については基準単価で行うが、契約については、落札された基準単価からその他の業務の単価を比例算定し、各々の単価に予定される業務の数量を掛け合わせた総額にて契約する方式を採用しているが、落札後の不動産登記等発注確認簿の作成時に、基準単価を落札額に変更せず、あらかじめ入力されている様式（記入例）のまま用いたことによる。</p> <p>この単価入札・総額契約の方式は他にも数量等の入力項目があり、総額計算が複雑ではあるが、契約金額は契約情報の中でも極めて重要な情報であることから、算定にあたっては細心の注意を払い、適正に事務処理を行われたい。</p>	<p>令和3年5月に入札した史跡大安寺旧境内保存用地取得事業嘱託登記業務委託において、不動産登記等発注確認簿の作成時に、落札された基準単価を反映し、適正に契約金額を算定したことを複数人で確認した上で、令和3年6月に契約事務を行いました。</p>

資産管理課（旧資産経営課分）

監査結果公表日 平成30年6月29日（奈良市監査委員告示第10号）

措置結果通知日 令和3年11月17日

[監査の結果]	[措置の内容]
<p>土地建物売払収入の関係書類を査閲したところ、奈良市契約規則第4条で規定されている入札保証金について、本来より少なく徴収していた。これは、市のホームページに掲載している公有財産売却一般競争入札参加申込書の記載例において入札保証金の金額が誤っていたことに起因している。また、落札者の入札保証金は最終的に売買代金に充当されることにな</p>	<p>市のホームページに掲載している公有財産売却一般競争入札参加申込書の記載例については、令和3年度から案件ごとの入札保証金の額ではなく「予定価格の10%」という一般的な表記にすることで、案件ごとの変更漏れを防ぐように改めました。</p> <p>また、令和2年4月に実施した近鉄西大寺駅南側市有地売却に係る一般競争入札において、</p>

るが、落札者からの残金入金後2か月経過してから振替処理が行われ、充当されていた。

入札保証金は、落札者が契約締結を行わない場合に市が被る損害に備えて納めさせるものであるため金額不足が生じないように、市のホームページに掲載する情報のチェックを強化するとともに、残金入金後の振替処理は遅滞なく行い、速やかに市の歳入とされたい。

入札保証金は契約時には契約保証金に振替処理を行い、落札者からの残金入金後には売買代金に充当する振替処理を遅滞なく行いました。